

処 分 の 名 称	火薬類の製造施設等の設置・変更に係る完成検査
根拠法令・条項	火薬類取締法第 15 条第 1 項及び第 2 項
関係法令・条項	・火薬類取締法施行規則第 4 条から第 5 条の 2、第 22 条から第 32 条、第 41 条及び第 44 条
審 査 基 準	—
標 準 処 理 期 間	検査終了の日から 10 日